

労働基準法 労務管理講座

～事案ごとに対応方法を解説します～

主催：(一社)三田労働基準協会、(一社)品川労働基準協会
(一社)大田労働基準協会(幹事)、渋谷労働基準協会

労務管理をめぐる日常の諸問題は、人(従業員)に関することであるだけに、より公正・妥当な解決が求められますが、法令等に照らしてすっきり解決できない問題もあります。手際よく解決・処理していくところに実務担当者の役割がありますが、また悩みもあると思います。

本講座は、そうした悩みに応えて、事案ごとに実務的にやさしく解説いたします。ぜひご参加ください。

記

1、日時 平成26年1月22日(水) 13時30分～16時20分(受付13時より)

2、講師 村木 宏吉 氏(労働衛生コンサルタント・元労働基準監督署長)

3、内容 採用・採用時の労働条件の明示方法はどうに行うべきか
・採用内定取消しの法的な意味と会社の責任
・採用の際の身分保証人の責任はいつまでも存続するか
賃金管理・遅刻者の残業にも時間外割増を払わなければならないか
・賃金の3%相当を上積み支給しこれを退職金として天引き積立は強制貯金か
・旅費規程に基づき支払う月単位の日当は賃金か
・残業時間の支給対象となる時間は業務終了までか、退社までか
労働時間・変形労働時間制とはどのような制度か、メリット・デメリット
・自己申告の残業・昼休みの電話当番・営業マン等の労働時間の考え方
・作業服への更衣・安全靴着用等作業準備に要する時間の考え方
・自宅待機の時間は労働時間になるか
・休憩時間に体操することを義務付けると労働時間となるか
年次有給休暇・退職前に消化できない年休を買い取りした場合の賃金は
・半日年休を取得し、午後から出勤した場合の時間外労働の扱いは
・当日の始業前に年休を請求する社員に対し拒否できるか
退職解雇・再三にわたり無断欠勤した従業員は予告なしに解雇できるか
・解雇予告期間中に業務災害に遭った場合の解雇予告の効力は
・退職勧奨はどの程度まで許されるか

4、定員 80名(先着順)

5、会場 大田区立 消費者生活センター 2F 大集会室 (裏面案内図参照)

6、受講料 (資料代・消費税込) 会員2,000円 会員以外の方 3,000円

7、申込方法等

①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あてFax(03-3451-7692)して下さい。

②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から1月15日まで2週間ない場合は1月15日(水)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例 0122 マルマルカイシャ等)

③受講の取消：1月15日(水)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出ください。

8、問合せ (一社)三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田・品川・大田・渋谷労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は大田労働基準協会です